

社会福祉法人千葉県福祉援護会

令和3年度 事業報告

I. 事業概要（社会福祉事業）

（1） 障害福祉サービス事業

- ・ 障害者支援施設については、2拠点の入所定員数 160 名に対して、年間平均で約 97%の稼働を維持し、個別の施設入所支援計画に基づき、必要な福祉サービスを提供した。
- ・ 障害者支援施設に併設の短期入所については、利用定員数 20 名に対して、年間平均で約 60%の稼働となった。
- ・ 通所事業のうち、生活介護事業については、4拠点の1日当たり総利用定員 230 名に対して、延べ利用者数 59,531 名、就労継続支援 B 型事業については、1日当たり利用定員 20 名に対して、同 5,031 名、障害児通所支援事業については、1日当たり利用定員 5 名に対して、同 801 名となった。

（2） 介護保険事業

- ・ 介護老人福祉施設事業(特別養護老人ホーム)については、2拠点の入所定員 158 名に対して、年間平均で 93%の稼働となり、個別の施設サービス計画に基づき、必要な福祉サービスを提供した。
- ・ 介護老人福祉施設に併設の短期入所については、利用定員 40 名に対して、約 100%の稼働を維持した。
- ・ 軽費老人ホームケアハウスについては、入居定員 26 名に対して、約 92%の稼働となった。
- ・ 通所事業については、3拠点の1日当たり総利用定員 66 名に対して、延べ利用者数 16,383 名となった。

（3） 保育事業

- ・ 保育所については、2拠点の1日当たり総利用定員 180 名に対して、年間の延べ利用児童数が 56,252 名、一時預かり事業については、同 415 名、延長保育事業については、同 7,956 名となった。

II. 事業概要（公益事業）

- ・ 障害者(児)相談支援事業について、2拠点でのサービス利用計画作成・モニタリングの件数は、延べ 1,007 件となった。
- ・ 居宅介護支援事業については、3拠点で延べ 4,299 件(介護予防支援を含む。)の実績となった。
- ・ 地域包括支援センターについては、3拠点を展開しており、延べ総合相談件数が 3,088 件、併設の介護予防支援事業に関しては、介護保険制度に基づく介護予防支援の件数が、延べ 4,144

件、市町村事業である総合事業の件数は、延べ3,692件となった。

Ⅲ. 事業概要(施設・設備整備)

- ・特別養護老人ホーム『ローゼンヴィラはま野』において、千葉市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金を受け、非常用自家発電設備の整備を行った。(総事業費:25,300千円)
- ・障害者支援施設『ローゼンヴィラ藤原』において、船橋市障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金を受け、介護リフトの整備を行った。(総事業費:2,935千円)

Ⅳ. 事業収支等概要

(1) 事業活動計算について

- ・サービス活動収益のうち、介護保険事業及び障害福祉サービス事業については、短期入所、通所介護等の稼働率が向上したことにより、昨年度と比較して、それぞれ1.3%、2.6%の増加となった一方で、保育事業が、加配職員採用が思うように充足できなかったことに伴う利用制限が起因となり、同9.7%の減少となったが、結果として、サービス活動収益計は、昨年度と比較して0.5%の増加となった。
- ・サービス活動費用のうち、人件費は、昨年度との比較において1.0%減少、事業費・事務費が同1.1%の増加となり、結果として、サービス活動費用計は、昨年度と比較して0.5%の減少となった。
- ・サービス活動増減差額、経常増減差額、当期活動増減差額ともに黒字となった。(昨年度はすべて赤字)

(2) 資金繰りについて

- ・期初に、福祉医療機構によるコロナ対応緊急貸付金(80,000千円:長期運転資金)の実行を受けたことに伴い、民間金融機関の短期運営資金借入金に依存することなく、通期で安定した資金繰りが可能となった。

Ⅴ. 内部管理体制の決議内容とその運用状況

(1) 決議の内容の概要

内部管理体制の基本方針(全文:令和3年6月29日制定)

社会福祉法人千葉県福祉援護会(以下、「法人」という。)の内部管理体制に関する基本方針を次のとおり定めます。

なお、法人は、この基本方針に基づく内部管理体制の整備・運用状況を定期的に評価のうえで必要な改善措置を講じるほか、内外の要因による経営環境の変化に応じて不断の見直しを行い、一層適切かつ実効性のある内部管理体制の整備と運用に努めてまいります。

1. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ① 理事会は、定款及び“理事会の運営に関する規則”に基づき、事業年度内に4回以上開催することを常とし、業務執行上の重要事項を審議し、決議するとともに、各理事の職務執行を監督します。
- ② 評議員会は、定款及び“評議員会の運営に関する規則”に基づいて適正に運営するものとし、法人経営を監督する機能を明確にします。
- ③ 理事長及び業務執行理事は、定款及び“理事の職務等に関する規則”に基づいて職務を執行するものとし、その権限において行った事項については、理事会にて報告するものとし、します。
- ④ 理事会の下部組織として事業並びに業務管理を行うことを目的とした経営本部を置き、日常的な業務を行う上で生ずる課題等を“経営会議規程”に基づく経営会議（以下、単に「経営会議という。」）を通じて審議するとともに、その中で特に重要であると認められる事項を理事会に付議することで、法人の経営課題を、日常業務を執行する視点から捉えてゆくことを継続してゆきます。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- ① 評議員会、理事会、その他法人が設置する重要会議等についての議事録をはじめ、理事の職務執行に係る様々な記録文書については、定款及び関連する内部規程に基づいて事実忠実に作成してまいります。
- ② 上記の議事録、理事の職務執行に関する重要な記録文書等については、“文書管理規程”に基づいて、時系列に紙媒体で保存するほか、電磁的記録媒体にてバックアップをとり、災害等による記録情報の散逸を防止するために日常的な管理を行ってゆきます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- ① 法人の業務として取り扱う様々な個人情報については、“個人情報管理規程”並びに“特定個人情報管理規程”に基づいて厳格に管理するとともに、不用意な情報漏えいを防止する措置を講じてゆきます。
- ② 事業活動に係る事故や苦情等については、法令や内部規程、マニュアル等に基づいて、各施設・事業所が自律的に管理することを原則としつつ、これを単一の施設・事業所に留まらず、法人全体で再発防止策を講じてゆけるよう、経営会議を通じて必要な情報を共有してゆきます。
- ③ 法人の経営に大きな影響を及ぼすおそれのある重大なリスクについては、その対応方針等を、経営会議にて審議するものとし、その経過と結果を理事会に報告するものとし、します。
- ④ 大規模自然災害だけでなく、新種の感染症の流行などの未知のリスクに直面した場合においても、法人の事業活動が継続できるよう、『事業継続計画(BCP)』を適宜見直し、継続的に必要な職員教育と訓練等を実施してゆきます。

4. 理事及び職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ① “理事の職務等に関する規則”に基づき、理事長及び業務執行理事の担当業務を明確にし、事業運営の適切かつ迅速な推進を図ります。
- ② “内部監査規程”に基づいて、業務の適正性及び効率性を確保するための内部監査を定

期的に実施し、その結果を理事会に報告することとします。

- ③ 内部監査の一貫として、“法令遵守規程”に基づく法令遵守監査を、定期的に行います。
- ④ 法人内部で実施する法令遵守監査、あるいは行政等が実施する監査、調査、検査等の結果を理事会に報告するとともに、経営会議において法令遵守意識の高揚を全法的に図ってゆきます。

5. 監事による監査業務の適正性を確保するための体制について

- ① 監事は、“監事監査規程”に基づいて、公正不偏の立場で監査を行うこととします。
- ② 理事長及び業務執行理事は、その職務の執行状況について、四半期ごとに監事に報告を行うものとします。
- ③ 監事が、その職務を補助する職員の配置を求めた場合は、理事会にてその必要性を審議の上で、そのキャリア・適性等を考慮して、独立した専任の職員を配置することとします。
その場合には、その職員への指揮命令権は監事に属するものとし、人事考課、処遇、異動、懲戒等の人事措置を行使するにあたっては監事の意見を取り入れるものとします。
- ④ 理事及び職員は、法人に著しい損害を与えるおそれのある事実や法令、定款等に反する行為などを知り得たときは、速やかに理事長、業務執行理事並びに監事に報告するものとします。
- ⑤ 理事及び職員が、監事に対して職務の執行状況の報告を行った場合、あるいは“公益通報取扱規程”に基づく通報を行った場合に、その者に対してその報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことはしません。
- ⑥ 監事が、その職務を執行する上で必要な費用の弁償を求めた場合は、速やかにその請求に応じることとします。

(2) 運用状況の概要

法人経営の適正を図るために定めた“内部管理体制の基本方針”(令和3年6月29日理事会承認)に基づき、内部管理体制を運用した。

また、内部管理体制の運用上において課題となりうる事案については、理事会・評議員会にて協議、共有するとともに、監事あるいは会計監査人に直接意見を求めた。

事業報告の附属明細書

令和3年度事業報告には、社会福祉法施行規則第2条の25第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当する事項はありません。

社会福祉法人 千葉県福祉援護会